

平成17年1月1日より

日本からアメリカ合衆国向け繊維製品の輸出証明が廃止

経済産業省は製造産業局長名で、昨年12月24日「日本からアメリカ合衆国向け繊維製品の輸出証明について」の廃止について各関連団体へ通知をしました。内容につきまして、同省の通知文書の全文を次に掲載いたします。

「日本からアメリカ合衆国向け繊維製品の輸出証明について」
の廃止について

平成16.12.20製局第1号
平成16年12月24日
製造産業局

昭和62年2月7日、日米両国政府間において、我が国を中継地とする第三国・地域産品の迂回輸出等不正な輸出取引を防止する制度を定めた「繊維製品の輸出証明に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の取極(昭和62年外務省告示第200号)」の署名がなされ、同取極に基づき米国に輸出される繊維品については、我が国原産と認定した輸出品として米国通関用インボイスにビザ印を押すこととなり、昭和62年3月1日から実施しているところでありますが、この度、アメリカ合衆国からの通告により、平成17年1月1日付で日本からアメリカ合衆国に輸出する繊維製品の輸出証明(VISA)の添付が不要となりましたのでお知らせします。

これに伴い、平成13年3月28日付け、平成13・02・23製局第3号「日本からアメリカ合衆国向け繊維製品の輸出証明について」は、平成16年12月31日をもって廃止します。

㈱ツースリー被服役員 江種 富子さん

おめでとうございます

中小企業庁長官表彰を受賞！

「竹繊維」を使用したパンツスーツで

㈱ツースリー被服(福山市新市町宮内 社長：江種 勤氏)の社長夫人の富子さんは、昨年11月全日本洋装技能コンクールにおいて、「中小企業庁長官賞」を受賞されました。

江種さんは、婦人子供服製造の特級技能士の資格を持ち、昭和59年には、ウェディングドレスで内閣総理大臣賞を受賞した経歴をもっておられ、今回は、竹繊維を混紡したデニムを使用したパンツスーツを作品化し、みごとに受賞されました。

新商品開発に意欲

江種さんはこの受賞を励みに「来春は竹繊維を使用した新製品を発表したい」と意欲を燃やしています。㈱ツースリー被服は、昭和37年に創業し、ご主人の江種社長さんは、特級婦人・子供服製造技能士の中央技能検定委員として永年活躍されており、同社は高い技術と品質に裏打ちされた製品で、得意先から支持され、多くのヒット商品を生み出し、確固たる地位を確立されています。

(この項：産経新聞、びんご経済レポートより)



《受賞作品》

広島県の最低賃金

時間額 645円 (平成16年10月1日発効)

広島県最低賃金は、広島県内で働くすべての労働者に適用されます。

年齢・性別・雇用形態（常用・臨時・パート・アルバイト等）の別を問いません。

平成16年度地域別最低賃金額の改定状況

(単位：円)

都道府県名	最低賃金時間額	都道府県名	最低賃金時間額
北海道	638	滋賀	652
青森	606	京都	678
岩手	606	大阪	704
宮城	619	兵庫	676
秋田	606	奈良	648
山形	607	和歌山	645
福島	611	鳥取	611
茨城	648	島根	610
栃木	649	岡山	641
群馬	645	広島	645
埼玉	679	山口	638
千葉	678	徳島	612
東京	710	香川	620
神奈川	708	愛媛	612
新潟	642	高知	611
富山	644	福岡	645
石川	646	佐賀	606
福井	643	長崎	606
山梨	648	熊本	607
長野	647	大分	607
岐阜	669	宮崎	606
静岡	673	鹿児島	606
愛知	683	沖縄	606
三重	668	全国加重平均額	665

広島県の最低工賃

提供：広島労働局

この最低工賃は、広島県内で行う家内労働に適用され、委託者は家内労働者に最低工賃額以上の工賃を払わなければなりません。委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取決めは無効です。

広島県既製服製造業最低工賃（平成11年5月20日より適用）

(1) 作業服の縫製の業務

品目	工 程	金 額
ジャンパー	雨ふた作り	1着につき 16円
	胸ポケット作り(パッチ型)	1着につき 12円
	わきポケット作り(タマブチ型)	1着につき 40円
	カフス作り	1着につき 15円
	襟作り	1個につき 20円
	見返し作り	1着につき 11円
	糸くず取り(糸きり装置付き)	1枚につき 13円
	糸くず取り(糸きり装置なし)	1枚につき 17円
	丸縫い(裁断、仕上げ及びノーホークを除き、腰帯比翼付き)	1枚につき 480円
ズボン	ピスポケット(後ポケット)作り及びピスポケット付け	1着につき 27円
	わきポケット作り及びわきポケット付け	1着につき 21円
	前立て作り及び前立て付け	1個につき 17円
	天ぐ作り及び天ぐ付け	1個につき 14円
	糸くず取り(糸きり装置付き)	1本につき 13円
	糸くず取り(糸きり装置なし)	1本につき 17円
	丸縫い(裁断及び仕上げを除く)	1本につき 370円

(2) 男子既製洋服のまとめの業務

品目	工程	規格	金額
ズボン	前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき 8円
	天ぐ裏まつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき 8円
	ボタン付け	小ボタン、糸足つき、根巻き4回以上	1個につき 7円
	糸くず取り	糸きり装置付き	1本につき 13円
	糸くず取り	糸きり装置なし	1本につき 18円

(3) 婦人既製洋服のまとめの業務

工程	規格	金額
見返し端まつり(千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	1ヶ所につき 5円
すそまつり(手作業に限る)	針目が3cm間隔に4針以上	1着につき 60円
肩パット付け	部分止め	1着につき 25円
ベント止め	×印しつけ止め	1ヶ所につき 4円
プリーツしつけ	×印しつけ止め	1ヶ所につき 4円
スナップ付け	1cm型	1組につき 15円
かぎホック付け	ウエスト用	1組につき 15円
ボタン付け	糸足つき、根巻き4回以上	1個につき 6円
鎖系ループ付け	糸ループの長さ5cm	1ヶ所につき 6円
糸くず取り	糸きり装置つき	1枚(本)につき 10円
糸くず取り	糸きり装置なし	1枚(本)につき 10円
丸縫い	裁断及び仕上げを除く	1枚(本)につき 400円

【委託者のみなさんへ】

家内労働者には家内労働手帳を交付して、委託のつど委託業務内容、納入物品の数量、工賃単価、納品時期、工賃支払期日を記入しなければなりません。

工賃は、家内労働者から製品を受け取って1ヶ月以内に支払わなければなりません。

毎年4月1日現在の委託している仕事内容や家内労働者数などについて、管轄する労働基準監督署に委託状況届を提出しなければなりません。

委託者は、工賃支払額等を記載した帳簿を備え付けておかなければなりません。